

国保 年金



国民健康保険

届け出が遅れると 思わぬ負担が!

職場の健康保険から脱退した場合、国民健康保険への加入の届け出が必要です。これは、本人の意思にかかわらず、医療機関にかからなくても加入しなくてはならない制度(国民皆保険)だからです。

保険料は、加入義務の生じた月から課税されます。届け出が遅れると、過去の分から一度にまとめて納めることになり、大きな負担となります。

加入と同様に、脱退の手続きも忘れないようにしましょう。就職などでほかの健康保険に加入し、国保の資格がなくなったにもかかわらず、国保の保険証を使って診察を受



けると、後日その医療費を国保に返還しなければなりません。

こんなときは14日以内に届け出を

事由		届け出に必要なもの
国保に加入	ほかの市区町村から転入してきたとき	加入した年の1月1日に成田市に住所がない場合は、前年所得の分かるもの、顔写真付き本人確認書類
	ほかの健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、顔写真付き本人確認書類
	子どもが生まれたとき	届出人(同一世帯)の顔写真付き本人確認書類
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、顔写真付き本人確認書類
	外国籍の人が加入するとき	在留カード、パスポート
国保を脱退	ほかの市区町村へ転出するとき	保険証
	ほかの健康保険に加入したとき	国保の保険証、職場の健康保険の保険証
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、葬祭を行ったことが分かるもの(会葬礼状や葬儀の領収書)、印鑑、喪主の通帳
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書
その他	住所、世帯主、氏名が変わったとき	保険証
	世帯が合併、分離したとき	保険証
	保険証を無くしたり、汚れて使えなくなったりしたとき	印鑑、顔写真付き本人確認書類

- 顔写真付き本人確認書類とは、住民基本台帳カード(写真付き)、運転免許証、パスポートなど官公署交付のものをいいます
- 世帯主に変更が生じた場合は、必ず加入世帯員全員の保険証を持ってきてください



国民年金

4月から保険料が変わります

国民年金の保険料が4月から1万5,590円に変わります。

4月に納付書を日本年金機構から郵送します。現金払いでの前納を希望する人は、4月30日(木)までに最寄りの金融機関やゆうちょ銀行、コンビニエンスストアで納めてください。

4月中旬を過ぎても納付書が届かない場合は、佐原年金事務所(☎0478-54-1442)へ連絡してください。

学生納付特例制度

学生で、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険

料の納付が免除される「学生納付特例制度」があります。

承認された期間は、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。受け取る年金額を補うため、10年以内であれば保険料を納めることができる「追納制度」もあります。

日本年金機構から、申請書(はがき)が届いた人は、学校などの変更がない場合は、必要事項を書いて返送してください。

そのほかの人は、年金手帳(持っている人)、学生証の写し(有効期限が裏面に記載されている場合は、裏面の写しも)、印鑑(本人が署名する場合は不要)を持って、保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所で手続きしてください。

特例制度を利用するための申請は、毎年必要ですので注意してください。

※くわしくは保険年金課(国保☎20-1526・年金☎20-1547)へ。